

第2章 具体的取組方針

○施策体系に沿った具体的取組の方向

基本方針「～社会的養育を必要とする子どもの最善の利益の実現～」を踏まえた4つの基本的視点及び施策目標に基づき設定した基本施策項目の取組を行うことで、社会的養育の推進に取り組んでいきます。

1 養育環境の整備

現在の社会的養育体制は、戦後の孤児対策以来、その時代の社会状況を反映した形で構築されてきました。しかし、近年、家族や地域による支援機能の低下や虐待等、子どもの抱える背景の多様化が指摘されるなど、社会状況は大きく変化しており、このような状況に対応できる体制にすることが強く要請されています。

(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

【現状・課題】

ア 社会的養育に占める家庭養育の割合

本県における平成31年4月1日現在の里親等委託率は、17.3%となっています。

なお、全国69都道府県市の里親等委託率の平均は平成29年度末において19.7%となっていました。同じ時点において本県は17.2%でした。

本県の里親委託児童数は、平成18年度には70人となりましたが、以降、ファミリーホームを含めた家庭養護の児童数は80人前後で推移しています。

イ 児童養護施設等の状況

児童養護施設（8か所）の平成31年4月1日現在の入所児童数は、定員407人に対し、入所372人で、入所率は91.4%となっています。

また、乳児院（3か所）の入所状況は、平成31年4月1日現在、定員48人に対し、入所33人で、入所率は68.8%となっています。なお、乳児院は措置入所している子どものほかに、常時、一時保護委託されている子どもがおり、実質的に入所率はほぼ100%となっています。

入所措置される子どもにおいては、被虐待児童や発達障害児等、何らかの障害を有する子どもの比率が高まっています。こうした子どもたちには、専門的なケアが必要であることから職員の資質・専門性の向上が求められています。また、乳児院にあっても、虐待等で傷ついた乳幼児の治療的機能や病虚弱や障害で医療や療育の必要な子どもに対して、リハビリ等を行う機能が求められています。

また、家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況等により、家庭調整の困難性もあり、児童養護施設にあっては、施設から社会自立せざるを得ない児童も増加しており、就業支援や自立支援、退所後のアフターケアなど、社会

への適応を図るための手厚い支援が求められています。乳児院にあつては、保護者の多くが家族関係に問題があり、頼れる親族もおらず、子育てに負担感や不安感を抱えていることから、子育て支援機能の充実が必要であり、また家庭復帰が難しく児童養護施設への措置変更が考えられる場合には、里親やファミリーホームへの委託へ向けた関係調整機能が求められます。

ウ 施設の高機能化及び小規模かつ地域分散化の推進

本県では、平成31年4月1日現在で、6つの地域小規模児童養護施設があります。家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となる地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育を進めていく必要があります。

また、そのような養育環境の中で、社会において自立的生活を形成するとともに、維持しうる能力を形成していく必要があります。適切な自立支援及びアフターケアを行うための支援体制を構築するなど、これまで以上に施設の高機能化が求められています。

【推進の方向】

社会的養育を必要とする子どもに対し、平成28年改正児童福祉法第3条の2に基づき、できる限り良好な家庭的環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や支援を行いながら計画的な整備に努めます。

こうしたことにより、家庭での養育が困難な子どもや長期間施設で生活をしてきたことなどにより家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもが呈する、情緒・行動上の問題の解消や軽減を図る養育を行っていきます。

一方で、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、養育が難しい子どもが増えており、家庭的な養育環境である地域小規模化した施設、里親、ファミリーホームのような閉鎖的な環境においては、その養育の難しさゆえに、社会的養育下における虐待の危険性も高まります。こうしたことから、施設においては、風通しのよい施設運営を行うとともに、本体施設との連携を密にするなど、職員を孤立させない環境を整えていきます。また、児童相談所は措置した後も引き続き施設、里親、ファミリーホームと連携を図り、子どもの安心安全を確保していきます。

【具体的な取組方策】

- ①児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。
- ②子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。
- ③里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。

- ④ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。

(2) 里親制度の普及推進、里親の確保

【現状・課題】

社会的養育を必要とする子どもにとって里親制度は、家庭的な環境の下で養育を行うことで子どもの愛着関係を形成し、人と人との適切な関係作りを学んだり、社会性を養うことが期待できたりと、その役割は大きく、積極的に活用していく必要があります。しかし、実親が施設に子どもを預けることには同意しても、よその子になってしまうという感覚があるためか里親への委託には同意しないことがあり、里親委託が進んでいない現状があります。

こうした背景には、児童福祉においてこれまで里親委託が施設養護に比べると、必ずしも重要視されてこなかったということがあると思われます。そのため、里親制度が社会に十分認知されておらず、里親といえばイコール養子縁組する人といった認識が根強く残っていて、養育里親に関する理解も進んでいないという状況があります。

【推進の方向】

里親制度は、誰のために何のためにあるのかといった議論を深め、更なる普及啓発活動を推進する必要があります。

里親への委託を推進するためには、未委託里親への委託を進めるとともに、子どもを十分にアセスメントした結果から最もふさわしい里親が選択できるよう里親登録数を増やすことが重要です。養子縁組里親の確保とともに、実親が育てられるようになるまでの期間、あるいは子どもが自立できるようになるまでの間、養育する養育里親を確保する必要があります。

特に、乳児期は特定の養育者との間で安定した愛着関係を築くことが重要であることから、実親の養育が困難な新生児については、特別養子縁組を進めていきます。

また、年長児についても、民法等の一部を改正する法律により、特別養子制度における養子となる子どもの年齢の上限が引き上げられたことを踏まえ、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を進めます。

【具体的な取組方策】

- ①子どもの措置を検討する際には、「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。

- ②乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。
- ③里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。
新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座 等
- ④児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。
- ⑤市町村子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。
- ⑥「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。
- ⑦NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。
- ⑧里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。
- ⑨ファミリーホームの養育者の要件を全国で統一するため、養育者は里親登録をしている者に限る。

あなたも里親になりませんか

～家庭で生活することができない子どもたちが、里親を必要としています～

子どもは、親から愛され、大切に育てられることによって、心も身体も健康に成長していきます。しかし、親の病気や虐待などさまざまな理由により、家庭で親と一緒に生活できない子どもたちがいます。そのような子どもたちを、自らの家庭で愛情と誠意を持って養育してくださる方を「里親」と言います。

県では、里親ファミリーホームに委託される児童をもっと増やしていくため、「一小学校区に一里親家庭」を目標に、里親を増やしていきたいと考えています。短期(数ヶ月程度)の委託を希望する里親も募集しています。ぜひ皆さんのお力をお貸しください。

群馬県の要保護児童の状況
(平成30年3月31日現在)

ファミリーホーム委託	26人
里親委託	57人
児童養護施設入所	357人

私には、「たのしみ」というと、「お増り」と言ってくれる人がいる。

私には、私の心ときを分かってくれる人がいる。

僕には、一緒にご飯を食べたり、学校での話を聞いてくれる人がいる。

僕には、一緒に寝る家がある。

～里親さん、ファミリーホームさんからのメッセージ～

●子育てを楽しくて里親登録しました。里親の研修などは悩み事を互いに相談する事が出来て、とても助かっています。里親になって、子どもと出逢えたことを感謝しております。(望郷Aさん)

●現在は、6人の子とも週と365日24時間一緒に暮らしています。日々様々な出来事を受けて、泣いたり、怒ったり、怒ったり、毎日楽しく生活を送っております。(ファミリーホームAさん)

※ファミリーホームとは、6人までの児童を家庭で養育する里親型グループホームです。

群馬県

短期で子どもを預かりませんか?

子どもを**短期間(数日～2ヶ月程度)**
ご自宅で預かってくださる**里親を募集します**

「施設」から「家庭の暮らし」へ
群馬県では里親制度を推進しています

群馬県

(3) 里親・ファミリーホームへの支援

【現状・課題】

社会的養育が必要とされる子どもの多くは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を負い、自己肯定感を持てずにいます。子どもはそうした感情を様々な形で表現し、育てづらさが出る場合も多々あります。こうしたとき里親個人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが大切です。

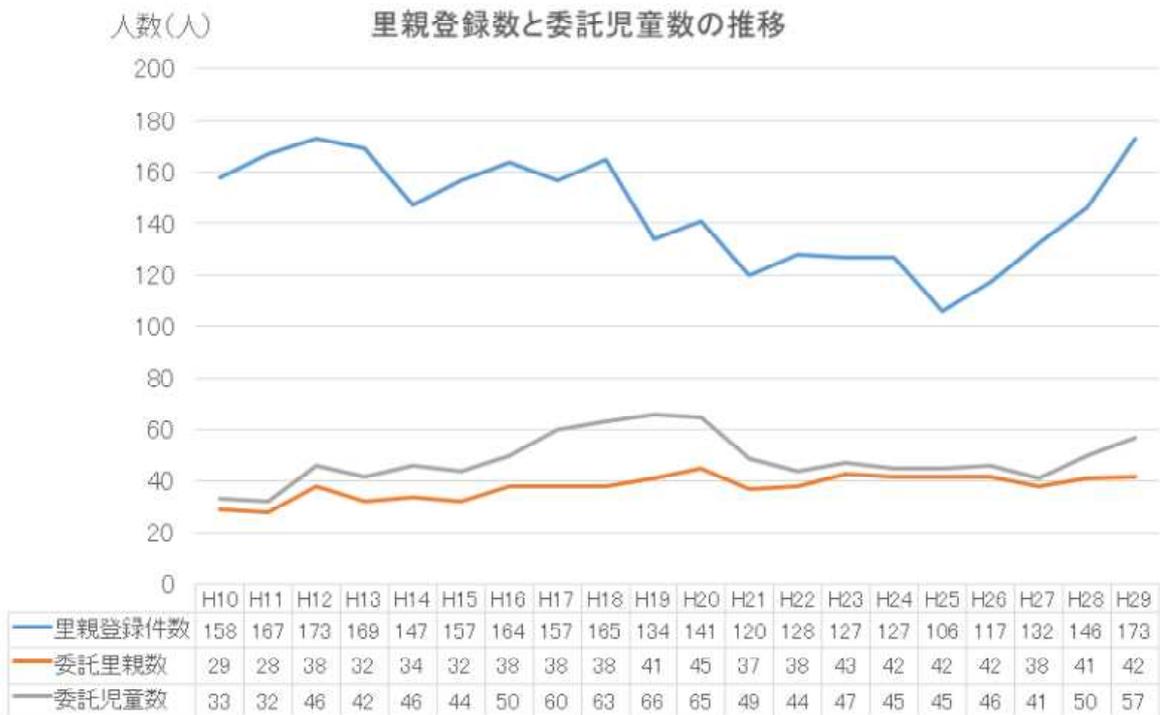
県では、里親に対する支援として、里親研修、委託里親への訪問援助・相談・指導等を実施する里親支援機関事業等を実施しています。

また、平成15年度から中央児童相談所に里親委託等推進員を配置し、平成23年度に、西部及び東部児童相談所に里親訪問支援員を配置して、里親への訪問支援等を実施しています。

さらに、平成24年度から、各児童相談所管内の1児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員（各1人）を、平成25年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員（1人）を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

図9は、各年度の里親登録数と委託児童数の推移ですが、委託を受けている里親は全体の3割という状況です。

< 図 9 >



【推進の方向】

今後は、フォスタリング業務を行う中で、よりきめ細かい支援の在り方について、建設的に関係者間で検討していく必要があります。

委託を推進するに当たり注意しなければならないことは、里親里子の関係にしっかりと目を向け、里親の善意に甘え過ぎず、子育ての多くを負わせることがないよう、児童相談所が中心となってチームを組んで進めていくことが必要です。

また、ファミリーホームは、里親同様、家族の人間関係による社会性の獲得や将来の家庭形成のモデルとなる役割を果たすことができることから、ファミリーホームを積極的に活用していく必要があります。今後、里親経験者による開設、児童養護施設等の職員が独立しての開設、児童養護施設等を設置する法人による開設が期待されることから、事業の周知や事業実施に向けた支援を行っていく必要があります。また、里親支援と併せて、里親委託等推進員等の訪問によるファミリーホーム支援、養育里親研修への参加によるファミリーホーム事業者の資質向上のための支援を、今後も継続して行っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。
- ②被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を利用しやすい環境づくりを行う。
- ③要保護児童対策協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っていく。

（４）里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）

【現状・課題】

平成28年改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられました。

また、新しい社会的養育ビジョンにおいては、愛着形成の必要など、子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ全年齢層にわたり、里親委託率の向上に向けて、受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を実現することが求められています。

質の高い里親養育においては、里親制度は「子どものための制度である」との共通認識の下、子どもに対し、安全で愛情のある養育者の下で、発達段階に応じたニーズを満たすことのできる、家庭と同様の継続的な養育環境を提供し、子どもが健やかに成長することが保障されなければなりません。子どもの希望や気持

ちに耳が傾けられ、子どもが個人として尊重され、その自己肯定感が高められるよう、個々のニーズや生い立ちに応じたケアが提供される必要があります。

里親には、子どもについての情報を十分に得ながら、親からの虐待による影響や心身の障害などに配慮し、社会資源を十分活用して養育を行うことが望まれます。また、子どもの利益に反しない限り、実親や祖父母、きょうだい等の親族等との交流や関係構築が行われるようにする必要があります。

これらにより、里親養育の中で子どもの権利を保障し、教育や地域社会への参加を通じて、子どもに対し、経験と能力を伸ばす機会が提供されるようにする必要があります。

【推進の方向】

子どもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）による包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

フォスタリング機関を中心に適宜関係機関と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

＜里親のリクルート及びアセスメント＞

- ①日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作るため、様々な広報媒体により普及啓発を行う。
- ②里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託される子どものため、里親としての適性を丁寧に確認する。

＜登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修＞

- ③里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。

＜子どもと里親家庭のマッチング＞

- ④フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。

＜里親養育の支援＞

- ⑤定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。
- ⑥委託解除に当たっては、子どもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。

- ⑦また、里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。

(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備

【現状・課題】

一時保護は、子どもの安全で迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子ども等の最善の利益を守るために行われるものです。このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要です。

こうした中、児童相談所への児童虐待通告が年々増加し、子どもの安全確保に重きを置くことから、近年は一時保護所の定員超過が続いており、子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が難しい状態にあります。

こうしたことから、本県では東部児童相談所の移転に合わせて、東部児童相談所一時保護所を開設し、定員超過を解消するとともに、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を行えるようにします。

一時保護に関しては、一時保護ガイドラインを踏まえ、適宜、一時保護中の環境を見直し、改善を進めます。

【推進の方向】

一時保護が必要な子どもについては、年齢も、一時保護を必要とする背景も様々であることから、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援を確保し、その子どもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子どもに安心感をもたらす丁寧なケアが必要です。

そのため、一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行う必要があることから、子どもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要があります。

一時保護委託により一時保護する場合には、乳幼児については、子どもの状態に応じて、可能な場合は里親やファミリーホームへの委託を検討し、緊急保護のため委託先の里親やファミリーホームが即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、児童養護施設等の施設への委託を検討します。

学齢以上の子どもについては、子どもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設を選択します。

なお、学齢児以上の子どもが入所する施設への一時保護委託については、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮が必要です。

一時保護を解除する場合には、家庭復帰する子どもに対しては、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対

策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じます。

一時保護から児童養護施設等への入所や里親やファミリーへの委託へと移行する子どもに対しては、子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明など、移行期における丁寧な支援が必要です。

また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに対しても、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有することが必要です。

【具体的な取組方策】

- ①子どもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。
- ②子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。
- ③保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。
- ④児童福祉法第28条第1項第1号※の申立て等により、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては、児童養護施設等、里親、ファミリーホームへの一時保護委託を検討する。
- ⑤一時保護所職員として必要な知識や支援技術を学ぶため、一時保護所指導者研修などの研修を受講する。
- ⑥子どもの権利擁護を図るため、また一時保護の質の向上のため、第三者評価を実施する。

※児童福祉法第28条第1項第1号

子どもを虐待するなど、その子どもの福祉を害しているが、親権者が児童養護施設等への入所を拒む場合に、児童相談所が家庭裁判所の承認を得て、入所させようとするもの。

2 児童虐待の防止

(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化

【現状・課題】

県内3か所の児童相談所に寄せられた児童虐待通告（相談）件数は、平成17年度以降、500件を超える水準で推移し、平成21年度以降は、毎年度、過去最多を更新している状況です。虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで総合的な対策を、引き続き社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、これまでに発生した児童死亡事案等を受け、児童死亡事案検証委員会がまとめた報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた取組を進める必要があります。

【推進の方向】

児童相談所体制の充実強化と市町村における子育て支援や児童相談体制整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、妊娠期から乳幼児期の母子保健活動での養育不安やハイリスク家庭の把握と児童福祉関係部署との情報共有、虐待防止の啓発活動や研修の充実強化など児童虐待対応体制を更に強化する必要があります。こうした点については児童死亡事案検証報告書においても課題として取り上げられたところです。これら課題に対する具体的な取組方法については、児童相談所においてワーキンググループを設置し検討作業を進め、逐次実施していきます。

また、子育てにかかる親の精神的な負担を軽減し、良好な親子関係づくりを目指す本県独自の子育て講座のプログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」を開催し、体罰によらない子育てを推進していきます。



【具体的な取組方策】

- ①児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、市町村職員等を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、子育て講座の開催市町村を増やしていく。
- ②各児童相談所に嘱託職員として「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。
- ③児童相談所において、各都道府県が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。
- ④「市町村児童虐待対応マニュアル」を改訂し、法令改正や国通知、外国人家庭への支援など新たな情報を盛り込み、市町村担当者がより使いやすく、適切な判断が行えるよう内容の充実を図る。

（２）警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化

【現状・課題】

児童虐待通告（相談）の経路別内訳を見ると、「警察等」、「近隣・知人」に次いで多いのが「学校等」（学校、幼稚園、教育委員会）で約1.3割を占めています。子ども達にとって、学校は家庭に次いで長い時間を過ごす場所であることや、日々子ども達の様子を把握している大人がいることから、子どもの異変に気づきやすいと言えます。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定しており、また、同法では学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」と明記されています。

虐待の状況によっては、保護者から分離して施設等に措置する児童もいますが、多くの場合は、児童福祉司が家庭訪問をしたり、親子で来所してもらうなど在宅での指導を行っています。学校等には虐待の発見・通報だけでなく、日々、児童や家庭の状況把握など重要な役割を担ってもらっています。

医療機関にあっては、妊産婦や児童、養育者の心身の治療に当たるため、要保護児童や養育支援を特に必要とする家庭を把握しやすい立場にあることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために連携が重要となります。

【推進の方向】

学校や医療機関をはじめとして、関係機関間の情報共有においては要保護児童対策地域協議会が重要な役割を果たしていますが、日頃からの情報交換や情報共

有が大切です。医療機関にあっては、院内虐待対策委員会など児童虐待への対応も取り組まれているところもあります。こうした院内体制をはじめ、医療機関間の連携や福祉と医療との連携については、更に相互理解を深め良好な関係を築いていく必要があります。県においては、医療機関における虐待対応力の強化を図るための研修を開催し、医療と福祉との連携強化を図っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議も積極的に開催し、情報共有と支援の重層化を図る。
- ②中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付き、また、母性・父性の健全育成を促すため、出産や子育て、児童虐待等について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
- ③地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。
- ④群馬県警察少年課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施。

(3) 被虐待児童の早期保護

【現状・課題】

虐待通告があった場合、国の指針では48時間以内の児童の安全確認を定めていますが、本県の児童相談所では、原則として24時間以内に安全確認を行っています。状況によっては、警察と連携し児童を一時保護します。家庭に戻すことが子どもにとって安心・安全な生活を脅かすと判断されるときは、保護者に対し児童福祉施設などに入所させることを勧めますが、同意が得られない場合には、家庭裁判所の承認を得て入所を行うこともあります。

【推進の方向】

児童への被害を最小限に食い止めるためには早期発見・早期対応が重要です。児童の状況によっては一時保護し、在宅での援助が困難と判断した場合には、施設等入所の措置を採り、安心安全な養育環境を確保します。保護者の同意が得られない場合には、児童福祉法第28条の申立てを家庭裁判所に対して行います。また状況によっては同法第33条の7の親権停止等の請求も行います。

児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行います。

【具体的な取組方策】

- ① 本県独自のルールである24時間以内における子どもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24時間を超え、国の基準である48時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
- ② 虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、子どもの安全を確保する。
- ③ 児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
- ④ 虐待が疑われる子どもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「臨検・搜索」の訓練を、警察と合同で実施していく。